



平成 28 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 オリエントアルチエン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 西村 武
(コード番号：6380 東証第二部)
問合せ先 管理部マネージャー 金谷 武志
(TEL 076-276-1155)

「第 97 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 28 年 6 月 14 日に株主の皆様にご送付いたします当社「第 97 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

修正箇所（修正箇所につきましては下線を付して表示しております。）

「第 97 回定時株主総会招集ご通知」16 ページ

「個別注記表」の「税効果会計に関する注記 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正」の文中

〈修正前〉

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5% となります。

この税率の変更による影響はありません。

〈修正後〉

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.1% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.7% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5% となります。

この税率の変更による影響はありません。

以上